

平成19年 No.52

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

#### 改正理由

学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、  
所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

学生キャリア支援センターの設置等（国立大学法人東京学芸大学学則の一部を  
改正する学則（平成19年学則第5号））に伴う形式的な改正であるため、学長決  
裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 9 月28日

東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

平成19年規程第32号

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (3) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第 2 号）
- (5) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
- (6) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第 7 号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第 7 号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程（平成13年規程第 9 号）
- (10) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第 2 号）

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策，復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表（第7条第1項関係）			別表（第7条第1項関係）		
部 局	推 進 員	備 考	部 局	推 進 員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設企画課長 情報管理課長	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。	事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設企画課長 情報管理課長	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター， <u>情報処理センター及び学生キャリア支援センター</u> を含む。	総合教育科学系	学系長代行	環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター <u>及び</u> 情報処理センターを含む。
人文社会科学系	学系長代行		人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。	自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行		芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）		附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）	
<p><u>附 則</u> この規程は，平成19年10月1日から施行する。</p>					

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～5 〔省略〕</p> <p>6 この規程において「施設・センター」とは、環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，<u>情報処理センター</u>，<u>学生相談センター及び学生キャリア支援センター</u>をいう。</p> <p>7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～5 〔省略〕</p> <p>6 この規程において「施設・センター」とは、環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター<u>及び</u>情報処理センターをいう。</p> <p>7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、現職教員研修支援センター、<u>学生相談支援センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
部局の長	毒物等管理責任者	部局の長	毒物等管理責任者
〔省略〕		〔省略〕	
情報処理センター長	センター長が指名する者	情報処理センター長	センター長が指名する者
<u>学生キャリア支援センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	(新設)	
附属学校運営参事	副校（園）長	附属学校運営参事	副校（園）長
〔省略〕		〔省略〕	
<p><u>附 則</u> この規程は、平成19年10月1日から施行する。</p>			

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>2 この規程において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この規程で使用する用語は、法令で使用する用語の例による。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター及び<u>連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>2 この規程において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この規程で使用する用語は、法令で使用する用語の例による。</p> <p>〔省略〕</p>



国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																				
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>学生相談センター</u></td> <td>学生サービス課長</td> </tr> <tr> <td><u>学生キャリア支援センター</u></td> <td>学生サービス課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u> この規程は、平成19年10月1日から施行する。</p>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		<u>学生相談センター</u>	学生サービス課長	<u>学生キャリア支援センター</u>	学生サービス課長	〔省略〕		<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>学生相談支援センター</u></td> <td>学生サービス課長</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		<u>学生相談支援センター</u>	学生サービス課長	(新設)		〔省略〕	
部 局 等	保 護 担 当 者																				
〔省略〕																					
<u>学生相談センター</u>	学生サービス課長																				
<u>学生キャリア支援センター</u>	学生サービス課長																				
〔省略〕																					
部 局 等	保 護 担 当 者																				
〔省略〕																					
<u>学生相談支援センター</u>	学生サービス課長																				
(新設)																					
〔省略〕																					

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～3 〔省略〕</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～3 〔省略〕</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																																																																		
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>放射性同位元素総合実験施設</u>、<u>現職教員研修支援センター</u>、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学系</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">講座</th> <th style="text-align: center;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>環境教育実践施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育実践研究支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>留学生センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際教育センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教員養成カリキュラム開発研究センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健管理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現職教員研修支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学生相談センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学生キャリア支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各附属学校 (園)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省略〕			環境教育実践施設			教育実践研究支援センター			留学生センター			国際教育センター			教員養成カリキュラム開発研究センター			保健管理センター			情報処理センター			放射性同位元素総合実験施設			現職教員研修支援センター			学生相談センター			学生キャリア支援センター			各附属学校 (園)			<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学系</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">講座</th> <th style="text-align: center;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>環境教育実践施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育実践研究支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>留学生センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際教育センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教員養成カリキュラム開発研究センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健管理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現職教員研究支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各附属学校 (園)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省略〕			環境教育実践施設			教育実践研究支援センター			留学生センター			国際教育センター			教員養成カリキュラム開発研究センター			保健管理センター			情報処理センター			放射性同位元素総合実験施設			現職教員研究支援センター			各附属学校 (園)		
学系		学部・大学院の研究組織																																																																																	
	講座	分野																																																																																	
〔省略〕																																																																																			
環境教育実践施設																																																																																			
教育実践研究支援センター																																																																																			
留学生センター																																																																																			
国際教育センター																																																																																			
教員養成カリキュラム開発研究センター																																																																																			
保健管理センター																																																																																			
情報処理センター																																																																																			
放射性同位元素総合実験施設																																																																																			
現職教員研修支援センター																																																																																			
学生相談センター																																																																																			
学生キャリア支援センター																																																																																			
各附属学校 (園)																																																																																			
学系	学部・大学院の研究組織																																																																																		
	講座	分野																																																																																	
〔省略〕																																																																																			
環境教育実践施設																																																																																			
教育実践研究支援センター																																																																																			
留学生センター																																																																																			
国際教育センター																																																																																			
教員養成カリキュラム開発研究センター																																																																																			
保健管理センター																																																																																			
情報処理センター																																																																																			
放射性同位元素総合実験施設																																																																																			
現職教員研究支援センター																																																																																			
各附属学校 (園)																																																																																			

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。